

令和2年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

令和2年9月18日（金曜日）午前10時0分開議

※開議宣告

- 日程第1 閉会中の継続審査申し出の件
(第60号議案及び第61号議案)
- 日程第2 第53号議案から第59号議案まで及び第
12号報告
(委員長報告・委員長報告に対する質
疑・討論・表決)
- 日程第3 第62号議案
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第4 第63号議案
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第5 第64号議案
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第6 意見書案第2号
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第7 意見書案第3号
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- | | |
|------|-------|
| 1 番 | 於久弘治 |
| 2 番 | 毛利洋子 |
| 3 番 | 中尾勉 |
| 4 番 | 黒田健一 |
| 5 番 | 井ノ口憲治 |
| 6 番 | 阿部輝之 |
| 7 番 | 土谷信也 |
| 8 番 | 成重博文 |
| 9 番 | 中山田健晴 |
| 10 番 | 松本博彰 |
| 11 番 | 河野徳久 |
| 12 番 | 安東正洋 |
| 13 番 | 北崎安行 |
| 14 番 | 河野正春 |
| 15 番 | 菅健雄 |
| 16 番 | 大石忠昭 |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	安田祐一
総括主幹兼庶務係長	黒田祐子
総括主幹兼議事係長	大塚栄彦
専門員	小門敏宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木敏夫
副 市 長	堤 隆
市参事兼総務課長	佐藤之則
市参事兼財政課長	飯沼憲一
企画情報課長	丸山野幸政
地域活力創造課長	川口達也
税 務 課 長	田中良久
市 民 課 長	黒田敏信
保 險 年 金 課 長	大久保正人
社 会 福 祉 課 長	田染定利
子 育 て 支 援 課 長	水江和徳
健 康 推 進 課 長	清水栄二
人権啓発・部落差別解消推進課長	
	後藤史明
環 境 課 長	阿部幸喜
商 工 観 光 課 長	河野真一
農業ブランド推進課長	黒木雄二
耕 地 林 業 課 長	早田博昭
建 設 課 長	永松史年
市参事兼上下水道課長	早尻真一
会計管理者兼会計課長	尾形稔
農業委員会事務局長	佐々木真治
選挙管理委員会・監査委員事務局長	
	藤重深雪
市参事兼地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	大力雅昭
市参事兼消防長	隈井智
総務課 参事兼総務法規係長	
	小野政文
総務課 課長補佐兼秘書係長	
	都甲さおり
教育委員会	
教 育 長	河野 潔
教育総務課長兼地域総務一課長	
	植田克己
学 校 教 育 課 長	衛藤恭子

9月18日

文化財室長 板井 浩

○議長（河野徳久君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（河野徳久君） 日程第1、閉会中の継続審査申し出の件を議題といたします。

決算審査特別委員長から、決算審査特別委員会において、審査中の各決算認定議案について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります継続審査申し出の件の第60号議案及び第61号議案については、決算審査特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付してあります継続審査申し出の件の第60号議案及び第61号議案については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（河野徳久君） 日程第2、第53号議案から第59号議案まで及び第12号報告を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、井ノ口憲治君。

○総務委員長（井ノ口憲治君） 総務委員長報告をいたします。

去る9月14日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案3件、報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第53号議案、令和2年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金、県支出金、市債などで財源措置されており、補正額は、7億9,132万6,000円の増額で、補正後の予算総額は、188億5,283万5,000円となっています。

次に、地方債の補正については、現年発生公共土木施設災害復旧事業などの限度額の変更を行っています。

歳出の主なものは、総務費では、インターネットなどの媒体による移住・定住施策の広報に係る経費などが計上されています。

消防費では、消防団員の公務災害防止を図るため、消防団員用ヘルメットなどの安全装備品を購入する経費などが計上されています。

予備費では、今後における予期せぬ事案への早急

な対応に支障を来さぬよう増額計上されています。

審査の中で委員より、歳入、12款の分担金において、河川費分担金240万円及び農林水産施設災害復旧費分担金383万円の積算根拠についての質疑があり、執行部からは、「河川費分担金における災害復旧工事2か所の事業費は、800万円であり、急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例により分担金の額が、事業費の100分の30にあたるため、事業費800万円の3割として240万円となっている。農林水産施設災害復旧費分担金は、激甚災害の指定を受ける前の率で試算をしているが、農地は10分の8、農道・農業施設は10分の9が国庫補助である。補助金の額を除いたものに災害復旧事業分担金徴収条例に基づき、農地は10分の6、農業用施設は10分の5を徴収率として計算し、合算した額が383万円となっている」との答弁がありました。

また、今回の急傾斜地の事業の申し出者及び分担金の積算に含まれる経費についての質疑があり、執行部からは、「大雨警報の後に災害被害の報告があった2か所について、適用される補助事業があったことから、市からお声をかけ、事業化したものである。なお、工作物を建てる対象用地は寄附を受け、事業を実施することから、分担金については、用地の寄附による分筆に係る作図を含めた測量設計費及び工事費の3割である」との答弁がありました。

また、地方創生臨時交付金算定の基準についての質疑があり、執行部からは、「国の基準により、第1次分・2次分ともに平成27年の国勢調査による人口が基礎数値となっている。このほか人口密度、年少者の割合、高齢者の割合、県レベルでの新型コロナウイルスの感染状況、財政力指数などでプラスマイナスされている。なお、第2次分には、これに平成28年の経済センサスの事業所数が反映されている」との答弁がありました。

また、農林水産施設補助災害復旧事業債1,140万円の市債の根拠及び起債の交付税措置についての質疑があり、執行部からは、「農地、農業施設の補助災害復旧事業費が1億1,780万円で、そのうち国庫補助金を1億582万円と計上している。その差額に地元負担金として計算した383万円を除いた部分の815万円が市の負担となり、市債としては、10万円未満切り捨てで、810万円を計上している。また、林道関係では、事業費が733万8,000円で、県支出金の366万8,000円を除いた市の負担のうち、330万円が市債となる。よって、810万円と330万円を合算した額が1,140万円

となる。なお、交付税措置は95%であり、市の実質的な負担は約99万円である」との答弁がありました。

なお、委員より、「農地での災害復旧工事では、市負担分は交付税措置で95%がその後財源措置される。それに比べ、地元負担率10分の6は負担が大きい。地元負担割合の見直しをすべきではないか」との意見がありました。

また、消防団員用ヘルメットの配布についての質疑があり、執行部からは、「これまで、副分団長以上にはヘルメットを配付しておらず、今回は副分団長以上27名分と、各部に6個ずつ配付予定である」との答弁がありました。

審査の結果、第53号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第54号議案、令和2年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算(第2号)は、現在、真玉庁舎で行っているケーブルテレビ市民チャンネルの生中継の放送操作を、高田庁舎からも行えるように、遠隔操作システムを構築する経費が計上されています。

審査の結果、第54号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第56号議案、豊後高田市税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第56号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第12号報告、令和2年度豊後高田市一般会計補正予算(第3号)についてのうち、本委員会に付託された部分ですが、令和2年7月豪雨による災害復旧費等に係る専決処分した予算の歳入であり、歳入予算の内容については、国庫支出金、繰越金、市債などで財源措置されており、補正額は、5,074万7,000円です。

次に地方債の補正については、現年発生農林水産施設災害復旧事業及び現年発生公共土木施設災害復旧事業を追加しています。

審査の中で委員より、市債における農林水産施設単独災害復旧事業債1,440万円の積算根拠についての質疑があり、執行部からは、「事業費2,416万3,000円から起債対象外経費である土砂撤去費など、200万円を引いた額の充当率65%となっている」との答

弁がありました。

審査の結果、第12号報告のうち、本委員会に付託された部分については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長(河野徳久君) 社会文教委員長、中山田健晴君。

○社会文教委員長(中山田健晴君) 社会文教委員長報告を行います。

去る9月15日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案5件、報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第53号議案、令和2年度豊後高田市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出の主なものは、民生費では、新型コロナウイルス感染防止対策に伴う、市民1人当たり1万円、特に重症化しやすい65歳以上の高齢者については、1人当たり5,000円の加算を行う市独自の定額支援給付金を支給する経費や、保育園や放課後児童クラブなどにおける新型コロナウイルス感染予防対策に要する経費、障がい児の通所施設の増加による事業費の増額などが計上されています。

衛生費では、悠久の杜の炉の監視盤システムなどの修繕に要する経費が計上されています。

教育費では、新型コロナウイルス感染防止対策を幼稚園及び小中学校で行うための経費などが計上されています。

審査の中で委員より、市独自の定額支援給付金において、加算となる高齢者の対象者数についての質疑があり、執行部からは、「65歳以上の対象者数は、積算時点では8,812人である」との答弁がありました。

また、「加算対象を障がい者にも広げられないか」との意見があり、執行部からは、「一般的に65歳以上の高齢者が重症化リスクが高いと言われており、今回の事業は、65歳以上の高齢者を加算対象と考えている。加算対象を、障がい者にも広げることは現時点では考えていないが、ご意見として持ち帰る」旨の答弁がありました。

また、5月13日から9月18日までの転入者の見込み及び高齢者への加算額5,000円の根拠についての質疑があり、執行部からは、「転入世帯は、30世帯から50世帯と見込んでおり、加算額5,000円の根拠としては、予算規模や対象者数などで算出したものである」との答弁がありました。

また、障がい児通所支援給付事業費の増額要因に

についての質疑があり、執行部からは、「対象施設が、本年度になり2か所開所した。利用定員数が20人から40人と拡大したことから、利用希望者の増加が見込まれ、予算不足とならないように措置するものである」との答弁がありました。

また、施設利用者における市内及び市外在住者の割合についての質疑があり、執行部からは、「現在、把握できているのは本市に登録のある利用者の状況のみであり、市外からの通所者数は把握していない」との答弁がありました。

また、スクールサポートスタッフ拡充事業における増員スタッフの要件についての質疑があり、執行部からは、「特に資格は必要なく、退職した教職員及び子どものために力を尽くしたいと希望される方である」との答弁がありました。

審査の結果、第53号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第55号議案、財産の取得については、小中学校教育用タブレット端末を取得するものです。

審査の結果、第55号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第57号議案、豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第57号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第58号議案、豊後高田市印鑑条例の一部改正については、性的少数者への配慮に関する取組の一環として、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第58号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第59号議案、豊後高田市手数料徴収条例の一部改正については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人番号の通知カードが廃止され、再交付を行わなくなったことにより、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第59号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

第12号報告、令和2年度豊後高田市一般会計補正予算（第3号）についてのうち、本委員会に付託された部分ですが、保健予防費において、新型コロナウイルス感染症におけるPCR検査体制整備事業に係る予算の専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、承認を求めるものです。

審査の結果、第12号報告のうち、本委員会に付託された部分については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野徳久君） 産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長（土谷信也君） 産業建設委員長報告。

去る9月16日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案1件、報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第53号議案、令和2年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出の主なものは、労働費では、障がい者や高齢者の雇用環境改善につなげるための経費が計上されています。

農林水産業費では、イチゴの新規就農者の経営支援に係る経費及び災害発生予防・拡大防止を図るため湯原地区の排水路の改修に係る経費が計上されています。

商工費では、2割のプレミアム付き商品券を発行する経費などが計上されています。

土木費では、急傾斜地の保全対策を行う経費が計上されています。

災害復旧費では、7月豪雨により被害を受けた農林水産施設並びに6月及び7月豪雨により被害を受けた公共土木施設の災害復旧工事の経費が計上されています。

審査の中で委員より、伝統芸能継承促進事業についての質疑があり、執行部からは、「本市を代表する伝統芸能である草地踊りの保存継承促進を図るため、ブロンズ像を中央公園に設置する予定である」との答弁がありました。

また、「公共土木施設災害復旧工事における、鴨尾橋の工事費が8,000万円と高額だが、どのような工事内容か」との質疑があり、執行部からは、「7月豪雨により、橋と橋の間にある橋脚の根が増水によ

り洗堀され、下に沈下し、現在通行不能となっている。この沈下した部分の洗堀防止の根固めなどの施工が必要である。

なお、工事箇所は道が狭いため大型車両が入れず、かなりの距離の仮設道路が必要である。河川の幅も広く、大規模な締め切り工が必要なことから、工事費が高額となっている」との答弁がありました。

また、この工事による、下流の影響についての質疑があり、執行部からは、「工事により、水の流れが変わらないとも言いきれない。県の河川であり、県とも協議しながら工法的なものを検討していきたい」との答弁がありました。

審査の結果、第53号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第12号報告、令和2年度豊後高田市一般会計補正予算（第3号）についてのうち、本委員会に付託された部分ですが、7月豪雨による農林水産施設及び公共土木施設に係る災害復旧予算について、専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、承認を求めるものです。

審査の結果、第12号報告のうち、本委員会に付託された部分については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野徳久君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんでした。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の一括採決するものの各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の一括採決するものの各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長（河野徳久君） 日程第3、第62号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第62号議案は、農業委員会委員の任命についてでございます。本年9月30日をもって任期が満了する農業委員会委員に、佐々木弘幸氏、友延都茂子氏、河野三男氏、市成信正氏、内田勝夫氏、川野元憲司氏、河野利治氏、河野孝也氏及び野間保廣氏を再度任命し、神田三重子氏、和泉陣氏、中野正年氏及び宗一則氏を新たに任命したいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野徳久君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。

よって、第62号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。

ただいま市長から追加提案のありました第62号議案、農業委員の任命議案について質疑をいたします。

3年前になりますけれども、それまでは農業委員は公選、誰でも資格あるものが立候補して選挙で決まる方法を取ってございましたけれども、3年前からは国の法律が変わりまして、こういう形で市長が議会に諮って、承認が得られればその方が農業委員となるということになりました。

ただいま市長の説明で、豊後高田市の場合は定数が13人に減ったんですけれども、そのうち今回は、これまでの現職の農業委員の方が9名、それから新人の方が4名、今それぞれの氏名が読み上げられま

した。

そこで質問したいのは、私どもはこの国の法律そのものが、いわゆる農業委員の定数が減らされて、本当にこの農業委員会の趣旨に基づいて農業委員として活動したい人が立候補できないということで、その法律改定には反対したんですけれども、私、ゆうべ勉強してみました、市長がこういう形で現職9人と新人4人を出したのは市長の権限だけでも、市長だけで決めたんでなくて、いわゆる市民の皆さんは自ら応募する権利を持っていると。それから、各種団体などがこの人ならぜひ農業委員に市長にしてみたいんだという推薦をできる権利があるということも分かりまして、それでその結果はもう日本中公表するというので法律になっていることも私初めて知りました。

私はその全てをゆうべ勉強して分かったんですけども、市民の皆さんはなかなか分からないと思いますので、豊後高田市のこの市長が今提案した13人についても、どういう手順で、いつこういう形で推薦、それから応募してもらうためにどういう手続をして、何人の方が推薦があって、何人の方が応募があったのかその辺。それがあった後に、多分、副市長が長になったんじゃないかと思えますけれども、副市長など5人の評価委員の中で審査が1回あったのか2回あったのか知らないけども、その審査の結果こうなったと。

その審査の結果を受けて、佐々木市長が議会に提案したと思うんですけども、その評価委員会からの市長に報告があったとおりののか。いや、市長がこれは悪いんだと、これこういう都合でこれがということやったのか、その辺も市民は関心を持っておると思えますし、ゆうべ花いろでも問題になりましたんでね。

だから、私もそのことはよく分からないので、そういう方法で市長が今日提案されたということは分かるんですけど。問題はないと思うんですけども、本当に問題がないで公平にやられたかどうかということは、ちょっと市民の前に明らかにしてもらったらと思います。

以上です。

○議長（河野徳久君） 農業委員会事務局長、佐々木真治君。

○農業委員会事務局長（佐々木真治君） それでは、第62号議案、農業委員会委員の任命についてのご質疑にお答えします。

先ほど議員さんのほうからもご紹介のありましたとおり、平成28年4月に施行されました改正農業委員会法によりまして、農業委員の任命方法がこれまでの公職選挙法を準用しました選挙制と、それから議会、団体推薦による選任制の併用から、議会の同意を得ての市長の任命制へと変更になりました。

今回の提案に至るまでの経過でございますけれども、市長の任命制に変わりました改正後の農業委員会法によりまして、農業委員の任命に当たっては、あらかじめ広く候補者の公募を行わなければならないということになっておりますことから、本年4月20日から5月29までの約40日間、候補者の募集をいたしまして、市報4月号や市ホームページなどで広く周知を行ったほか、併せて募集の記事を掲載しました農業委員会便りも発行をいたしまして、班回覧を行いながら候補者の募集を行ったところでございます。

なお、募集に当たりましては、先ほど議員さんおっしゃられたように、農業団体等の推薦もできますし、個人からの自らの応募ということも両方できるようになっておるところでございます。

5月29日までの募集期間内で、農業委員定数13名に対しまして15名の推薦応募がございました。農業委員会法施行規則の規定によりまして、推薦応募のあった人数が委員の定数を超えた場合につきましては、公平性、透明性を確保するために必要な措置を講じなければならないとされておりますことから、8月6日に農業委員候補者評価委員会を開催しまして、募集時に提出されました書類等を基に、推薦または応募のありました農業委員候補者について評価を行ったところでございます。

その後、評価委員会による候補者の評価結果を市長に報告をいたしまして、今回上程をしております13名の候補者の決定をいたしたところでございます。

ご質問がありました評価委員会の内容とそれから市長の決定した内容の違いがあるかということでございますけれども、評価委員会の報告は8月21日にさせていただきましたけれども、市長は評価委員会の評価結果を尊重した上で検討しまして、評価委員会で評価した内容で候補者を決定しまして、今回議案の上程を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今の答弁のとおり評価委員会で審議をして市長に報告をしたと。市長はその

評価委員会の意見を尊重して、そのまま皆さんに配っている名簿を出したということが分かりました。そういう点では市長、立派だと思えます。

それで今度は、評価委員の委員長は副市長なんですか、私知らないんですけどそうですね。だから副市長にお尋ねをします。

これは全国に公開されておりますから名前も読み上げてもいいと思うんですけど、ちょっと名誉のことがありますから名前は伏せますけれども、この全国に公開している募集に応じて団体から推薦があった方、それから個人でも応募することができる。この方がどなたが推薦をされたという理由もちゃんと公表されています。どの方がどういう形で応募したということも明らかになっています。

ところが、その結果はこれによりますと、推薦を受けた方が、もう何人と聞いたほうがいいですね、何人あって、その各種団体から推薦された方で2人だけが落とされておるんですね。推薦された方の2人が落とされた。その中に1人女性が入っておるんです。

私も長年議員をしておりますけれども、もっと前からやっぱり女性団体などから女性の農業委員をつくってくれと、議会が推薦する方が当時4人ほどありました。何とか議会としても女性を推薦してくれということで、ある女性の議員を推薦したこともあります。私も賛成です、その女性の委員を増やすということは。

ところが、この公表された中で見ると、その女性の委員が落とされているんですね。推薦したのはどこどこちゃんと書いてあるけれども落とされておるんですよ、残念だなと。もう一人の方は入っておりまして、全体、高田で言いましたら定数が13人の農業委員に対して、今回の名簿では2人なんです。現職1人と新人1人の2人になっておるんですけども、だから私はその人を私がよく知っておって頼まれたとか、そんなことは何にもないんですよ。一般論で言っているんですけども、やっぱり高田のこのジェンダーの平等ということが大きな社会問題になっておる時にですね、この推薦されている方も本当に立派な方です。この推薦文読んでみたら立派な方なんです。その方が落とされておるから、何で落とされたのか。

それとの関係で、もう一点。1つは何で落とされたか。

2つ目は、現職の方は推薦された方は全部いわゆ

る評価委員会で認定されている、決まっているわけです。ところが現職の方は、現職が全部で9人と言いましたね。9人の中の8人の方は、全員推薦で名簿が上がっているんです。8人はそれは分かりますね、現職であり推薦があったんだから、それも評価をいたします。

ところが、現職の農業委員でありながら推薦をされなかった方は自ら応募したわけ、応募する権利もあります。その方が選ばれて、大きな団体から推薦をされてこういう理由でこの人をぜひ農業委員にと、しかも女性であるといいながら、位置づけをされていながら、こちらは切られて推薦を受けなかった自分から私も引き続きやりたいんだという方が選ばれておるわけですね。

だからその点では、佐々木市長の責任ではなくてその5人の評価委員のメンバーの審査の結果だと思うんですけどもね。その辺はどういうような審査をしたのか、5人のメンバーとはどういうメンバーなのか、市民の前に明らかにして、いや、それは私たちの評価が間違いないならないでもいいけど、やっぱり市民に分かるようにしないと、私たちは全国に公開されているこの推薦の理由とか全部あるんですよ。これから見て、何でこの立派な女性が落とされて推薦されない人が通るのかというのは疑問に思いますので、市民に分かるように説明してください。

○議長（河野徳久君） 副市長、堤隆君。

○副市長（堤 隆君） それでは大石議員さんからのご質疑にお答えさせていただきます。

まず1点目は、何で女性委員を登用すべきなのに候補者が落とされたのかという点ですが、今回、農業委員の選定に当たっては、私を含めて市の課長さん、それから振興局の部長さんを入れた5人の委員で今回この審査をいたしました。

その観点は農業に関する見識でありますとか、これまでの活動状況、それから、ない方についてはその団体での活動状況、そして認定農業者を一定数入れなければならないという観点がありますので、そこら辺を点数化しまして我々としてはその点数評価という格好で、まず評価をさせていただきました。

また、もちろんその中では、ご本人のこれまでの活動とか見識とかそういうものを含めて総合評価する部分もございますので、そういう部分をトータルで、市の農家のためになる方たちに農業委員になっていただきたいという観点を中心に評価をさせていただいたところでございます。

9月18日

今回、自己推薦の公募の方が何で通ったのかという話なんです、選挙制度、先ほど、局長のほうから説明がありましたように、公募あるいは団体推薦いずれでも構わないと。この中で、今回本人の公募によって通られた方につきましては、広域委員という方が1名必要になってきます。その広域委員の部門で。（発言する者あり）失礼しました。中立委員でございます。中立委員については農業者でなくても構わないと。そこの部分に女性の方も立候補されて、そして現職の中立委員の方と評価を比べてみたときに、現職の方のほうの評価点も高かったということでございます。

そのほかにも女性の委員登用という部分も我々は当然のことながら、今回の委員選挙の中では考えておりますけれども、これにつきましては、いわゆる農業者代表の委員の中で一定数以上採用するというという格好の中で、今回2名の女性委員は選んでおります。

それから、また若手農業者の登用ということもありますので、その部分につきましても、今回新たに1名の方が若手農業者の代表という形で選ばれているというような状況でございまして、トータルしまして我々としては各評価項目に基づいた採点の結果、適正であるということの評価委員会として総意を決定し、市長のほうに答申したということでございます。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今、評価委員長の委員を務められた副市長から答弁がありましたけれども、私の理解度が弱いから私のせいかと思えますけど、市民に分かるようにもう一回、私の明らかにほしいところを説明してもらいたいんですよ。

市の農業委員会委員の推薦及び公募に関する要綱というのがあります。これで副市長が評価委員になることは、うたわれておるんですよ。その他何人か。これは市長が誰々なれと言ったんじゃないんですよ。要綱で定められている、どなたか副市長になろうとも、副市長がなるようになっていく。総務課長とかあるんだけど、これを市民に分かるように、これは市長が推薦したんじゃないんですよ。要綱で定められておる方が、誰と誰と誰と誰がなって、私がこういうことで委員長になりましたというのを、そういうことまで説明せんと分かんないでしょう。公平にやっているんだと、それをしてもらいたいんです。それ

を、1回で終わったか2回で終わったかも分からない今のことではね。もう出来上がったものであったのかと。

だけど私が疑問に思ったのは、私の疑問を市民は疑問と思いませんか。現職の農業委員は今回、市長が9名提案したわけですよ。新人は4名している。これはもう市長が名前を言ったから、名前を明らかにしたら全部誰も分かっておるわけね。しかし、各種団体から推薦があった方、あるいは自らが俺は推薦されなくても俺はやりたんだという公募した方、これもちゃんと公開されておるんですよ。私の持っている名簿も持っておるわけでしょう。これ名前を公表しても何ら問題ないですよ。公開したって問題ないですよ。法律で公開するようになっておるんですよ。だから私も分かったんです。

これ今朝、分かったんです、今朝名簿を見てね。その時に、今、総務課長が後ろから中立と言いなさい、その人が中立ということで、中立の人も別におるじゃないですか、私の調査では。

その公募したという方は推薦をされていないんですよ。現職の農業委員で推薦されていないのは、この人だけなんです。だから私たちが一般的に考えたら推薦されなくてもいいよ、されんなら俺が自分から出ることはできるんだからということやね。立候補じゃないんですよ、応募したわけでしょう。応募する権利を持っているんです。その人が悪いじゃないですよ。応募する権利を持っているんです。

何人応募しようともそれは自由ですよ、権利を持っているんだからね、今の法律で。そのことが問題じゃない、応募したのが悪いということ言っているんじゃないですよ。選んだのが何で、応募した人を選んだのが悪いということだけを言っているんじゃないですよ。だから、皆さんに発表してもらいたいのは、ちゃんと公開されているのは女性の方の推薦の推薦団体がどこで、その女性の方がなぜ農業委員になったらよいかという推薦理由が書かれています。その推薦理由を持っていけば読み上げてください、みんなの前で。この人は立派なものだと思いますよ。それから推薦されなかったけど、自分が農業委員になりたいということで公募したわけ、公募した理由も書かれていますよ。そういうものを参考にして、公募した人を選んで、推薦された方を切ったと思うんですけどね。それを市民が聞いてみて、評価委員会の決定が正しかったのかどうかという判断をするようにしてもらいたいんです。誰が決まろうとも、

今日、議決されたら農業委員というのは4年間しっかり頑張ってもらいたいと思いますので明らかにしてもらいたいと思います。これで終わりじゃな、2回しかないけんね。

○議長（河野徳久君） 副市長、堤隆君。

○副市長（堤 隆君） それでは再々質疑にお答えいたします。

農業委員の候補者評価委員会のまずメンバー構成でございますけど、これは豊後高田市農業委員会の委員の推薦及び応募に関する要綱ということで定められております。

メンバーとしましては、私それから私が会長ということで、あと県の北部振興局の農山漁村振興部長さん、それから本市の総務課長さん、それから本市の農業ブランド推進課長さん、それから本市の農業委員会事務局長の5名で選考をいたしました。

中身については、どういう推薦理由であるいは公募の要綱かという話は、後ほど事務局長のほうから説明させますけれども、我々としては、女性であるという部分の評価というのは当然あると思えますけれども、この中立委員についてはいかに公平、いわゆる農業者の利害関係だけではなくて、公平な執行ができるかという観点から考えております。

この中立委員さんは利害関係を有しない者であることという条件がございまして、いわゆる農業委員会の所掌に関する事項に関してこの利害関係を有しないものというのは、特定の資格等が求められるわけではなく、また農業に従事している農業経営を行っていない広範な方が該当するという国のほうの基準もございまして、そういう中で、今の中立委員の方がどういう活動をこれまででいただいたのか、そして、またそのこれまでの過去の経歴から見ても、そういう農業委員会事務についての十分な理解、あるいは委員として適正な判断ができる方かという部分を、我々も中心に評価をしてきたところでございます。

そういう中で、もう一人の方、女性の方と比較した際に、その方のほうが僅かですが点数が高かったというふうなことでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

中身については事務局長のほうから説明させます。

○議長（河野徳久君） 農業委員会事務局長、佐々木真治君。

○農業委員会事務局長（佐々木真治君） それでは大石議員の再々質疑にお答えします。

女性の候補者の推薦理由についてでございますけれども、先ほど議員さんが言われたように、これは公開をされている部分でございます。推薦理由といたしましては、まず地元の多様な資源を活かした6次産業化への興味が深い。それから子ども食堂や食育活動を実践しており食と農の連携を築いている。それからおおいたA F F女性ネットワークの北部会委員をしている。グリーンツーリズム推進協議会の会長をしているという推薦理由になっております。

応募された委員さんの応募理由でございます。農業従事者の高齢化が進む中、農地利用の最適化と豊後高田市の農業の発展に微力ながら取り組んでいきたいというのが応募理由になっております。

以上でございます。

（○16番（大石忠昭君）議長、答弁漏れあればいいですかね。どこの団体から推薦があったということも聞いたと思うんですけどね。一人で応募したんじゃないです。40人の団体から推薦されたでしょう。それも明らかにせんとだめですよ。）

○議長（河野徳久君） 農業委員会事務局長、佐々木真治君。

○農業委員会事務局長（佐々木真治君） 失礼しました。この女性の候補者の推薦団体でございますけれども、豊後高田市農漁村女性集団連絡協議会でございます。

以上でございます。

（○16番（大石忠昭君）もう時間がありませんので、終わります。）

○議長（河野徳久君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第62号議案の採決に入ります。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。

よって、第62号議案については、これに同意することに決しました。

○議長（河野徳久君） 日程第4、第63号議案を議題といたします。

9月18日

提案理由の説明を求めます。市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第63号議案は、人権擁護委員の推薦についてでございます。本年12月31日をもって任期が満了する人権擁護委員及び途中退任した人権擁護委員に門岡富枝氏を再度推薦し、江口英敏氏、井ノロキヌ子氏、森本照子氏及び板井雅彦氏を新たに推薦することについて、意見を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野徳久君） お諮りいたします。本案については、委員会の付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。よって、第63号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。第63号議案について質疑をいたします。

今回、市長からは現職1人と新人4人の方を人権擁護委員として推薦するという人事案件が提案されております。先ほど農業委員の選任について議論をしましたが、農業委員の場合はちゃんとそういう推薦ちゆう方法、それから応募できる方法ですね。それから、選定委員会があってとあるんですけども、こちらの人権擁護委員会はどのような経過でこの新人の4人が提案されたのか、何か基準になるものがあるのかどうか、その辺をちょっとあれば明らかにしてもらいたい。

もう1点は、人権擁護委員の任期中に、何か豊後高田市において人権問題で正規の議題となって5人の委員が集まって、その人権問題を解決するような議論をする事案があったのかどうか。特に、今、インターネット云々という、同和問題の差別があるんだあるんだということで、全国的に大問題になっておるんですけども、そのことが、高田においても私の知るところでは同和問題に対する人権差別の問題というのは、この人権委員会で事案になることは合併後あったのかどうか、あったならあったと言ってください。この任期中にそういう事例があったのかどうか。

新人4人選ぶことなんで、やっぱり実際に委員会

をした人権問題を審議するような委員会が何回あっているんだろうかなというのは市民の関心事ですので、いい機会ですので明らかにしてもらいたいと思います。

○議長（河野徳久君） 人権啓発・部落差別解消推進課長、後藤史明君。

○人権啓発・部落差別解消推進課長（後藤史明君）

人権擁護委員の選任についてのご質疑にお答えいたします。

人権擁護委員の基準につきましては、就任につきましては68歳以下というふうな年齢制限というものがありますが、特に、これまで禁固刑とかそういったものはしていないとかそういったのに反しない限りは、地域でいろんな活動されている方であれば、それについては市のほうでは問題ないと考えています。

これまでは公募という形はとっておりませんが、各地で地域の経歴等勘案しながら、そして男女比、それから地域、高田、真玉、香々地と一応3つの地域に分かれて人権委員をこれまで任命していますので、そういったところを考慮しながら、市の中で人選をしながら議会のほうに推薦をさせていただいているところでございます。

それから、人権擁護委員の相談につきましては、こちらのほうでは申し訳ございません、相談内容については把握しておりません。なので、今のことについては、確認しておりません。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 任期中に何か人権の案件として、特別に豊後高田で起こった人権問題で審議したことはあったんですかということで、もう一回分かるように、あったらあった、なかったらなかった。

それから部落差別をしてはならないんですよ、絶対ならないことですね。人権守らなければいかんわけですよ。その時に今、インターネット使って云々ということで問題になっていますが、そのことがあるからだから差別が残ったんだという位置づけをしておるけれども、その位置づけを私たちは問題と思っておるんですけど。実際に豊後高田市において同和問題における人権問題が起こって、この人権擁護委員会で正式な議案となったことは、最近あったんだったらいつあったんですかと。それなら簡単やろう。最近はいつありましたかという質問。

○議長（河野徳久君） 人権啓発・部落差別解消推

進課長、後藤史明君。

○人権啓発・部落差別解消推進課長（後藤史明君）

人権擁護委員の推薦についての再質疑にお答えいたします。

人権擁護委員の活動につきましては、相談は大分県全体の回数等ぐらいまでは把握していますが、委員会が開催されたかどうかについては、申し訳ございません、現時点では把握しておりません。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 基本的に一般市民が見たら、人権擁護委員は、今まではずっと現職が続いてきましたね。もう高齢ということもあって1人だけ残って、あと全部新人になったんですよ。新人に変えることを悪いと言っているのではないんです。何をやるんやろうかというように疑問を持つ人がありますね。

だから私の一番心配している、本当に同和問題の人権問題があってはならないんですよ。人権問題は起こってないというのは明らかでしょう。それは分かりますね。私どもにも人権問題の相談はいっぱいあります。私ができることはちゃんと答えて、相談に乗ってあげる方法を取っているけれども、聞きたいのは、そういう人権擁護委員として任期期間中にどんなお仕事をされるのか、市民にとってはどんな役割を果たしているのかというのを市民に分かるように言ってもらいたいと思うんです。私のところに幾ら来ても相談あっても答えますけどね。人権擁護委員の方が5人もおるんだから、人権擁護委員の皆さんに相談に行ってしまうということもあつたらなおいいわね、専門家だから。

だから、そういう職務ができる方を市長が選んで今日提案しているわけよ。私も賛成しますよ、この方については。賛成するんですけども、実際にどういうお仕事をされるんですかと、市民が本当に人権問題に困ったときにはどうぞ相談してくださいということになるわね。その辺ちょっと分かるように説明してもらえませんか。

同和問題については差別をしてはならない、あつてはならないんですよ。だけでも皆さんの市民の努力もあって、豊後高田市ではそういう同和問題に関する差別の事例は今のところないんだと、あつたら一番最近の例を挙げてくれて、例がないわけだね。それでいいですか。

○議長（河野徳久君） 人権啓発・部落差別解消推

進課長、後藤史明君。

○人権啓発・部落差別解消推進課長（後藤史明君）

人権擁護委員の推薦についての再々質疑にお答えいたします。

人権擁護委員の活動につきましては、定期的に行っているのは、人権何でも相談ということで、公民館等で人権擁護委員の方が市民の方の相談を受けるという活動をしています。もちろん人権擁護委員の方もなかなかいろんな研修を積んでからやっているんで、そういったもし相談があれば法務局と連携しながら、いろんなところにつないでいくという活動をされております。また、法務局でのまた相談を受けているということも聞いております。

それから、それ以外でも子どもの人権、なかなか子どもからの相談を受けるのは難しいんですね。子どもの人権SOSミニレターというそういった制度で、子どもから手紙等を受けながら相談に応じたりだとか、あと人権全般に関する啓発活動、企業訪問、今年はなかなかできておりませんが、そういったことをしながら啓発活動をするというのが主な仕事になっています。

以上でございます。

（○16番（大石忠昭君） 部落差別の人権問題はないということでもいいですね。）

ここ数年大きな事件というのは、把握しておりません。

以上でございます。

（○16番（大石忠昭君） 終わります。）

○議長（河野徳久君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

ただいまから第63号議案の採決に入ります。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。

よって、第63号議案については、これに同意することに決しました。

○議長（河野徳久君） 日程第5、第64号議案を議題といたします。

9月18日

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第64号議案の令和2年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、276万5,000円の増額で、補正後の予算総額は188億5,560万円となります。

補正予算の内容につきましては、令和2年度一般会計補正予算（第4号）に計上しております第2次新型コロナウイルス感染症対策定額支援金事業について、5,000円の加算対象者を現行の65歳以上の高齢者に加え、65歳未満でも障害者手帳をお持ちの方、または要介護等認定を受けている方まで拡大するものでございます。財源は、財政調整基金繰入金でございます。

現行の加算につきましては、特に重症化しやすい65歳以上の高齢者の方に対し、マスクや消毒薬等の衛生用品の購入など、これまで以上に感染予防対策に努めていただく必要があることから行う支援でございますが、去る9月15日の社会文教委員会でのご意見等を踏まえ、新たに拡大する対象者の皆様方におかれましても、日常生活において身体的距離の確保が困難、物に触れながらの移動、感染による持病の重篤化への懸念など、計り知れない精神的ストレスや感染リスクの配慮、経済的なご負担があることに鑑みて、追加支援させていただくものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野徳久君） お諮りいたします。本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。

よって、第64号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） 議席番号1番、於久弘治でございます。第64号議案について質疑いたします。

先ほどの市長の提案理由説明で述べられました追加議案については、新型コロナウイルス感染症対策定額支援金事業（第2次）の支給対象者をさらに広げるため、増額補正を行いたいという内容であり、支給対象者を65歳以上の高齢者に加え、65歳未満の障がい者の方々にも広げていただけることと理解い

たしました。

そこで、3点についてお聞きいたします。

まず、1点目は、既に第53号議案で可決された議案に対しまして、市長の答弁では社会文教委員会での意見を踏まえてとありましたが、その他があれば結構ございます、どのような経緯、または考え方を持って追加議案を出されることになったのかをお聞きします。

次に、2点目につきましては、新たに支給対象になれる方の対象となる基準については、先ほども答弁の中で障害者手帳をお持ちの方、または要介護認定を受けている方とありましたが、もう少し詳しい説明並びに対象となる人数についてお聞きしたいと思います。

最後に3点目につきましては、支給方法と支給のスケジュールについてです。

当初、議案である第53号議案につきましては、議決後に準備を始めて10月の中旬を目指し、可能な限り早期に支給していただけることになっておりましたが、支給対象者を広げることで支給日程にも変更が生じる可能性が出てくるのではないかと推測されます。関係する職員の方々にもさらに負担が加わるものかと思われそうですが、支給がいつになるのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（河野徳久君） 社会福祉課長、田染定利君。

○社会福祉課長（田染定利君） それでは、定額支援金加算対象者の拡大に伴いますご質疑にお答えさせていただきたいと思えます。

初めに、今回の加算対象者の拡大についての経緯ということでございますけれども、これにつきましては、第2次の定額支援金については今後の新しい生活様式の実践に向けた家計への負担軽減と、感染による重篤化リスクの高い高齢者への配慮、そして地域経済への波及効果などの観点から事業組立てをして、本議会補正予算として先日上程させていただき議決をいただいたところでございます。

そうした中、さきの社会文教委員会の議論、それからご意見を受けまして、何度も様々な角度からこのことについて議論させていただきました。その結果、障がいのある方においても、障がいの種別や程度にもよりますが、高齢者の方同様に重篤化のリスクに対する配慮が必要という見解に達したことから、今回、追加提案としてさせていただいたところでございます。

また、いろんな意味で障がい者の方、通所の就労

支援事業所などにも利用されている方がいらっしゃるかもしれませんが、その中にはこのコロナの関係で就労の機会が減少したり、作業所の作業収入が減少したりという方もあるというふうにも聞いておりますので、そういった意味も含めて、今回提案ということになったというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、2つ目の加算対象者の範囲でございますけれども、今回の補正に係る対象者の拡大範囲といたしましては、来年の令和3年4月1日まで65歳の方を除きまして、有効な身体障害者手帳、それから療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、この3つの手帳を持たれていらっしゃる方、それと介護保険制度における要支援、要介護認定を受けられている方、この方を拡大の対象とさせていただきたいと思えます。なお、それぞれの加算要件に重複して該当する方もあろうかと思えますけれども、加算金額についてはお一人5,000円を上限と考えております。

次に、今後の給付スケジュールということでございます。

さきのご質疑にもお答え申し上げましたとおり、本日の議会閉会日18日を基準日として本市の住民基本台帳に登載されている方、これを対象といたします。ですので、本日の住民基本台帳の記載が確定をした後に準備に入っていることになろうかと思っております。

それを含めまして今後のスケジュールといたしましては、住民基本台帳を基に給付対象者の整理や加算対象者の整理を行います。各世帯への給付金額の算定などをおよそ2週間程度で終わらせていきたいというふうに思っております。

その後、支払通知書の作成、送付準備、転入者への申請書の送付準備、発送、これを行いまして口座情報の整理などを経て最終的な金額等を確認後、金融機関への振込依頼をさせていただきます。この期間を概ね1週間から10日というふうに考えておまして、併せてこの間にDVの方の対応でありますとか、申出でありますとか、辞退の方の申出、そういった期間も含めまして、必要な事務手続きをとってまいりたいということでございます。

以上のような作業が順調に進めば、当初申し上げておりました10月の中旬には各世帯の世帯主の方の口座へ振込ができるのではないかというふうに見込んでおります。

以上でございます。

失礼いたしました。答弁漏れがあったようでございます。給付対象者の人数でございますけれども、65歳以上の方については前の補正予算のほうで1,800人ほど見込んで予算計上させていただいております。追加の分といたしましては、65歳未満の方で障害者手帳をお持ちの方、この方を概ね530名程度見込んでおります。それから同じく65歳未満の方で要支援、要介護等の認定を受けられている方が20名程度ではないかというふうに見込んで、合計で550人ほどを見込んでおります。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） 先ほどの課長のご説明の中でもございましたように、コロナ禍の影響で企業などの下請け部品の組立てなどの仕事が激減し、障がいを持たれている方が行う業務が減り、給料も減少し障害者支援施設そのものが存続するにも影響が出ているという声をお聞きしたこともあります。既に議決された議案を追加するとの決断には、市長をはじめ関係部署の方々も大変苦慮されたことと思えます。今回のように障がいを持たれる方をはじめとする支援が必要な方に対してのご配慮のほど、今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で質疑を終わります。ありがとうございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。ただいま市長から一般会計の補正予算、追加予算の議案が提案されておりましたので、質疑をいたします。

市長の説明でもよく分かりましたが、今、於久議員からも質疑があり、また深められましたけれども、もう少し市民に理解してもらったらと思うんです。一つは、今回276万5,000円の追加補正なんですけど、前の議案では、この財源は国からの地方創生臨時交付金を活用するということがあったんです。今回の場合は、臨時財政調整基金を活用するとありました。

それで、お尋ねしたいのは、もう、少しは落ち着いたようなんですけども、何か佐々木市長に変わったら、前の市長がため込んだ基金を使ってしまうんじゃないかと、最初は何か土木事業で使ってしまうんじゃないかというのは随分あったけども、それは、今はないんですけどね。今またコロナ対策で、市長が思い切ったことを全国で初めてというようなことを大分県でも初めてというようなことを、市民の命を守

ろう、健康を守ろうということで思い切った対策を講じていることは、私はすばらしいと思います。市民にとってありがたいと思いますよ。しかし、何か前の市長がため込んだ金を使い込むんじゃないかということがあってはならないと思うんです。そういうデマが流されては悪いと思うんですよ。

それで、私は永松市長時代にため込むよりも今の瀬を渡れと、今困っている問題に金使うべきじゃないかと論議も随分やったこともあります。だったから、財政調整基金に積み立てるより今使ったらどうかという意見を述べたことが何度もあったんです。しかし、私なりに調査していますが、財政課長に答えてもらいたいんです。今回、276万5,000円を65歳未満の方であっても障害者の手帳、3種類手帳がありますけど、もう手帳を持っている方は全員ですね。65歳未満の方は全員改めて5,000円の定額支援金がもらえることになるわけですね。ありがたい話ですよ、これは。佐々木市長じゃないとできませんよ、これは。

もう一つは、その次にこれは市長が考えたんでないで担当課が考えたと思うんだけど、要支援者・要介護者、これは特別会計で介護保険料を納めている方は65歳以上の方ですけど、40歳以上の方、64歳までの方でも要支援や要介護の認定を受けることができるんです。私の調査で約20人おるんです。その20人の方については障がい者手帳を持っていないけれども、要支援や要介護者の認定を受けているからと、この認定をしたのは佐々木市長がしたんじゃないんですよ。豊後高田からも出ておりますが、宇佐、高田の広域圏で認定委員会があって認定するんですけど、その方にも支給すると、これはすばらしいことですよ。佐々木市長じゃなければできないと思いますよ、これは。よってしかし、私が聞きたいのは、その276万5,000円を今回追加しましたが、それを使ったとしても、あと財政調整基金は豊後高田市では幾らあるのか、市民の前で明らかにしてもらいたいです。それが1つ目の質問です。

2つ目の問題は、これはいい機会ですから、障がい者の実態を知ってもらいたいと思うんです。豊後高田市、佐々木市長になってからは障がい者の関係条例についても、大分県の中でも2番、3番目を作ったんですよ。その辺も評価します。今、次々とよその市も作っておりますけれど。

そこで、障がい者の実態で今回、65歳未満の方で3つの手帳を持っている方で5,000円の支給を受ける

方は533名なんですけれども、全体的にいわゆる65歳以上の方も含めて豊後高田市では3つの手帳を持っている方が何人おるんかというのをデータが出ていると思いますから、その3つの種類で市民に分かるように説明してもらえませんか。この3つの手帳があっても、その3つとも支給しないところもあるんですよ、県下には。私も調べていますけれど。その辺、佐々木市長は、その3つの手帳を持っていれば65歳未満の方は全部5,000円を出すんですよ。すばらしいことですよ、それは。だから、その辺のよその実態を出してもらいたいというのが一つ。

それとその認定、それはあくまでも手帳というのは既にもらっているから18日現在、今日現在、手帳を持たれている方ということで確認していいですね。明日から手帳を持った人は入らないということで、はっきりしとったほうがいいからね。

それから、介護の要支援や要介護の認定を受けている方が20人という方も今日現在、認定を受けている方に限定するというをはっきり市民の前で明らかにしていないと、後でまたいろいろ問題になったらいかんので。

私は今、市長が提案したいということは、こういうことなんだということをやっぱり市民の前で明らかにしてもらって、市民がもらえるものはちゃんともらって、その代わりためんと。貯金をするんじゃないくて、なるべく市民のために使ってもらおうと。感染拡大を防止するためにも有効活用してもらおうということも、やっぱり市民に協力を求めるべきだと思いますが、答弁を求めます。

○議長（河野徳久君） 市参事兼財政課長、飯沼憲一君。

○市参事兼財政課長（飯沼憲一君） 大石議員の今回追加提案した276万5,000円の、これは財政調整基金繰入金で賄っているわけですが、その後の財政調整基金は幾ら残るのかという質疑ということでお答えをいたします。

これまで、この本追加提案を含めまして予算計上した財政調整基金繰入金を反映いたしますと、令和2年度末残高は24億2,110万8,000円でございます。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 社会福祉課長、田染定利君。

○社会福祉課長（田染定利君） それでは、大石議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、手帳所持者の交付をされて所持されている方の総数ということでございます。

身体障がい、療育、それから精神のいわゆる3障がいの市内の所持者の方で現在、把握しておりますのが1,592名でございます。ただ、重複という部分がございますので、これは延べということでご理解いただければと思っております。

次に、今回の加算対象者に係る基準日の設定でございますが、議員ご質疑のとおり、本日18日を基準日とさせていただきたいというふうを考えておりますので、今日現在、18日現在に所持をされている方もしくは認定を受けている方というふうにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） それでは、もう一度、財政課長にお尋ねしますが、今回の提案している補正予算、さらに追加した今日の追加予算を含めて、それを全部使ったとしても今年度に残る金額が財政調整基金は約24億2,000万円ですね。24億2,000万円は残りますよということが分かりました。財政問題は非常に課長は詳しいんですけども、県下の状況で私のところぐらいの人口規模で見たら、よそと比べてみて、この24億円というのは多いほうか少ないほうか、どういう理解か。それが分かったら後でちょっとお答えください。

それから、社会福祉課長にもう一回聞きます。於久議員からも、あなた方のご苦勞に対して感謝の言葉がありました。課長が何とか1万円、それから65歳以上の1万5,000円のものも含めて、何とか10月中旬には全市民に支給できるように努力しようと、すばらしいですよ。本会議でも、できたら、それよりも何日かでも早くということで、それはそれで努力しようという答弁がありましたわね、前回の議会では。

なのに今回こういうまた3つの障がいを持っている方、重複している方もあるけれど、重複を除いて533人の方には5,000円ずつ追加すると。あるいは要支援や要介護の認定を受けた方についても障がい者に特別に5,000円を支給しようということだから、新たな事務が増えることで大変ご苦勞と思いますけれども、何とか同じもらうほうにしてみれば、やっぱり同じように扱いをしてもらいたいからね。同じ日に支給できるようにしてもらいたいと思いますので、努力が要りますけれども。

そういう点では何かこう人員配置をすとかなくとも、もうあなたたちはプロですから、この前10万

円の給付についても大分県一、早く出ているから、今回、追加予算を組んだから特別に人員配置しないといけないのか、やっぱり人員がないために遅れるということがあってはならないから、その辺どうかもちょっと市民の前で明らかにしてもらいます。

以上です。

○議長（河野徳久君） 市参事兼財政課長、飯沼憲一君。

○市参事兼財政課長（飯沼憲一君） 取崩し後の約24億円が県内の同じような同規模の団体の中で多いか少ないかということでございますが、今、正確な数値、特に新型コロナの関係で取り崩した後の他団体の額までは把握していないので同じ条件での評価はできませんが、令和元年度末の残高で見比べたときは、うちは住民1人当たりでいきますと同規模団体といえますか、県内の18市町村の中で比べましても上位であったと、多いほうであったというふうには2番目、前は1番だったんですけど、今は2番目ぐらいになっていたかなあというふうには思っております。それでも高いほうだと思っております。

あと相対的に高いというだけではもちろん安心できないので、その絶対評価といえますか、一般的に標準財政規模の2割を災害とか、こういう非常事態が起こる前の段階で2割ぐらいあればよいというふうに言われておまして、うちの標準財政規模の2割に相当するのが約17億円でございますので、そういう観点から見ても24億円というのは十分ではないかと。しかも、今回、災害もありましたけれど、コロナウイルス関連の対策というのは災害の非常事態の出動ということでもありますから、その出動後が24億円であるということはまだ十分なのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 社会福祉課長、田染定利君。

○社会福祉課長（田染定利君） それでは、大石議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

先ほど、於久議員のほうのご質疑にも答弁申し上げましたけれども、当初予定をいたしておりますスケジュールを変更するということは考えておりません。なおかつ、できるだけ早い段階で支給、振込ができるよう、職員一丸となって取り組んでまいりたいというふうに思っております。

なお、職員の配置ということでご質疑いただいておりますけれども、書類の発送準備等で必要があれば、また各課のほうにご協力を頂く中で遅れること

9月18日

なく手配をしまいたいというふうを考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今、質疑をした結果、財政に非常に詳しい財政課長からありまして、豊後高田市で言うならば財政調整基金がこういう災害もあり、あるいはコロナ対策でのいろんな事業をやることになっても、まだ24億円を超える財政調整基金が残るんだと。これはもう同じ規模の市と比べてみても、それは少ないほうではないですよ、多いほうですよ。今日は持ってきていないけれど、私なりにちょっと資料を持っていますけれど、そのとおりなんです。だから、何か佐々木市長に代わったら使ってしまった云々というのは全く当たらないということは、この答弁からも分かると思うんです。

よって、私はこれからも使うべきは使ってもらいたいと思うんですよ、市民が主人公ですから。市長は、子育て支援では日本一のことを随分やりましたけれど、高齢者対策についても今ちょうど敬老会の時期でありますから。敬老会の予算を増やすとか、ごみ出し支援の問題から難聴者に出す補聴器の問題から、私はいろいろ意見を述べていますけれど、やっぱり私がいろいろ言うからやるというんじゃないですよ。本当に市長は幅広く歩いていますから、高齢者の声も聴いて、それに応える何らかの事業を次々と落としていくと、すごいなあというように。お金はあるんですから、その一部を使って24億円あれば5,000万円使ってもそういうことはできるんですよ。

だから、そういうことで頑張ってもらいたいということで、激励をして質疑を終わります。答弁は要りません。

○議長（河野徳久君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） 議席番号2番、公明党の毛利洋子でございます。第64号議案について、賛成の立場で討論いたします。

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、本市独自の支援策として長引く感染症対策に要する市民の経済的な負担を軽減するとともに、地域経済の立て直しにつなげるため、新型コロナウイルス感

染症対策定額支援金事業（第2次）として、市民1人当たり1万円を再度支給する事業の組立てがなされています。

また、市民の方々からの要望も踏まえ、特に重症化しやすい65歳以上の高齢者の方々にはマスクや消毒液の購入など、これまで以上に感染予防対策に努めていただく必要があることから、その部分の支援として1人当たり5,000円の加算を行うことになりました。

さらに、今回の追加議案では加算対象者を拡充するというので、加算対象を特に重症化しやすい65歳以上の高齢者の方々に加え、さらに65歳未満の障がいなどをお持ちの方々にも広げるというものであります。私もこの事業については、さきの社会文教委員会において、加算対象者の拡充について意見を述べさせていただいたところでございます。

佐々木市長におかれましては、現在の窮状を市民目線に立ち、真摯に向き合っていただき、他市ではまねできないような今回の提案など、迅速なご対応をいただいていることに大変感謝申し上げます。

終息が見通せず不安が広がる中で、市長のご英断により、少しでも市民の方々が安心して生活が送れるよう願っているところです。よって、新型コロナウイルス感染症対策定額支援金事業（第2次）における、障がい者の方々などへの加算対象を拡充する本議案には賛成であります。

よって、議員各位のご賛同を何とぞ賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野徳久君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） これにて討論を終結いたします。

これより、第64号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。

よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（河野徳久君） 日程第6、意見書案第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税

財源の確保を求める意見書案について提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応ははじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、下記事項について、国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出いただきますようお願いするものでございます。

以上、議員各位のご協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（河野徳久君） お諮りいたします。本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。よって、意見書案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、意見書案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。意見書案第2号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号については原案のとおり可決されました。

○議長（河野徳久君） 日程第7、意見書案第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、中尾 勉君。

○3番（中尾 勉君） 地方財政の充実・強化を求める意見書案について提案理由の説明を申し上げます。いま地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実的に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる骨太方針2018で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比プラス1.0%と、過去最高の水準となりました。しかし、人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすことが必要であることから、下記事項について国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出させていただきますようお願いするものでございます。

以上、議員各位のご協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（河野徳久君） お諮りいたします。本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

9月18日

これより、意見書案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。意見書案第3号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野徳久君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号については原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第3回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 河野徳久

豊後高田市議会議員 中尾勉

豊後高田市議会議員 黒田健一